

令和2年6月1日

治験依頼者、モニタリング又は監査担当者 様

名古屋大学医学部附属病院
病 院 長 小寺 泰弘
先端医療開発部長 安藤 雄一

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策の一部変更について

国内における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大により緊急事態宣言を受け、名古屋大学医学部附属病院としても全ての患者の面会禁止、来院自粛に加え治験関連業務においても自粛要請をお願いしてきました。

5月25日には国内の緊急事態宣言が解除されました。しかし、COVID-19が収束していないことから当院ではこれまでの自粛体制の一部を解除し、治験関連業務については下記のとおり対応を講じつつ業務を遂行することにしましたので、何卒、ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

記

- ・電話、メール、Web会議等で行える業務は、来院を自粛してください。
- ・対面での打合せが必要な場合は、最少人数・最短時間にしてください。
- ・発熱など体調不良の場合は、来院を自粛ください。
- ・来院が必要な場合は、必ずマスク着用と手指消毒をしてください。
- ・モニタリングは、1席空けて実施してください。

以上